

個人情報保護法の 逐条解説〔第4版〕

宇賀克也

2013年10月刊/542頁/3990円(税込)



編集
担当者
から

読者の中には、個人情報保護法の条文を見たことがない方もいると思います。確かに講義や行政法のテキストで扱われる割合は大きくありません。しかし情報通信技術の量的・質的な発展により、好むと好まざるにかかわらず個人情報の利用は爆発的に拡大しています（これを書いている今も、弁護士会が行った転居先照会を日本郵便が拒否した事例の裁判例が報じられました〔10月25日〕。本書の23条の解説を参考にその当否を考えてみて下さい）。個人情報とは何か？ どう利用するか？ 不適切な利用にどう対処するか？ という問題——市民である私たちも、こうした問題を漠然と捉えるのみではなく、条文に沿った法的観点からの議論にも触れ、考えてみる必要があるのではないかと感じています。

本書は、個人情報保護法とそれに関連する法令について、豊富な裁判例とともに適切な解説を付すことで、詳細かつ体系的な理解を可能としています。特に第4版では、個人情報保護法制において、2013年5月に公布された「共通番号法」が有する特例としての位置づけを解説していただきました。イザ！というときすぐ参照できるよう、ぜひそばに置いてほしい1冊です。（井植）

Point!

P ヨコ書きになり、ますます見やすくなりました。

【第1章】 個人情報保護法の逐条解説

の作成・公表が努力義務にとどめられていることとの均衡等を考慮して、個人情報保護指針を遵守させるための措置を講ずることも努力義務にとどめている。

〔目的外利用の禁止〕

第44条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(1) 「認定業務の実施に際して知り得た情報」

認定個人情報保護団体の主たる業務は、対象事業者の個人情報の取扱いに係る苦情の処理（37条1項1号）である。そのため、本人等からの苦情相談に応ずる過程においても、対象事業者からの説明・資料提出（42条2項）を通じて、さまざまな情報を知ろうとする立場にある。また、個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導を行う過程等においてもさまざまな情報を知る可能性がある。ここでは、「個人情報」ではなく、「情報」と規定されているので、対象事業者から提出された資料等に含まれる法人等の情報も念頭に置かれている。また、「情報」は秘密である必要はなく、非公知である必要もない。

(2) 「認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない」

「認定業務の用に供する目的以外」とは、認定個人情報保護団体が認定業務以外の業務を行っている場合に当該業務の用に供する場合（ダイレクトメールの用に供する等）のみならず、不当に利益を得る目的で当該情報を名義業者に売却したりする場合等、認定業務の用に供する目的以外の一切の場合を含む。ただし、認定業務の実施に際して知り得た個人情報を匿名化して本人が識別されないようにして、苦情処理事業の例として対象事業者に情報提供したり（37条1項2号）、個人情報の適正な取扱いの確保のための調査研究等（37条1項3号）に用いることは可能である。

認定個人情報保護団体が、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用する可能性があれば、個人情報漏えいを恐れる国民は、認定個人情報保護団体への苦情の申出を躊躇し、対象事業者も、認定個人情報保護団体に対する資料等に含まれる法人等の情報が漏えいするおそれがあれば、資料等の提出に懸念を覚えるであろう。それでは、認定個人情報保

第44条（目的外利用の禁止）・第45条（名称の総則）・第46条（報告の取扱い）

護団体の制度の円滑な運営は期待しがたい。そこで、認定個人情報保護団体のための信用を確保するため、認定業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用を禁止しているのである。

〔名称の使用制限〕

第45条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(1) 「これに紛らわしい名称」

「認定プライバシー保護団体」「認可個人情報保護団体」「指定個人情報保護団体」「認定個人情報保護協会」である。

(2) 「用いてはならない」

認定を得るか否かは任意であるため、認定を得ずに認定個人情報保護団体と同一の業務を行うことまで禁じられているわけではない。しかし、認定を得ずに認定個人情報保護団体と同一の業務を行う者が、認定個人情報保護団体という名称またはこれに紛らわしい名称を自由に用いることを認めれば、信頼できる苦情処理団体を国民に示すという認定個人情報保護団体制度の目的が損なわれることになる。そこで、認定個人情報保護団体という名称またはこれに紛らわしい名称の使用を制限しているのである（名称使用制限の他の例として、金融商品取引法79条の15、道路交差法108条の32の2第3項参照）。

他方、認定個人情報保護団体にこの名称を使用することを義務づけているわけではない。これは、認定制度が任意のものであること、認定個人情報保護団体が公示されることを制約したからである。

〔報告の取扱い〕

第46条 主務大臣は、この法の規定の履行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(1) 「この法の規定の履行に必要な限度において」

本法4章2節が定める認定個人情報保護団体の義務等の履行を確保する上で、

環境法 BASIC

大塚 直

2013年9月刊 / 520頁 / 3990円(税込)
A5判 / 並製



編集
担当者
から

著者の大塚直先生には、すでに環境法の体系書『環境法』（現在第3版。有斐閣、2010年）がありますが、本書はそれと異なり、「教科書」であることに徹した作りとなっています。重要用語がゴシック体で、また重要センテンスがアンダーラインで示されるなど視覚的な配慮がなされているほか、各所に基本事項を問う「Q」が配置され、読者は、それに答えることを意識しながらメリハリを付けて読み進めることができます（「→」で示した発展的問題については、本書の中にヒントが隠されていますから自ら考えてみてください）。

編集担当者としてひしひし感じますのは、環境法をめぐる世の中の動きの激しさです。福島第一原発事故をきっかけに、放射性物質による環境汚染も、他の環境汚染と同じく環境法体系下で取り扱われることになりました。また、本書の校正段階でも、環境法令の改正が相次ぎ、水俣病認定に関する最高裁判決も出ました。

法曹や公務員を目指すにしても、あるいは企業で働くにしても、環境法の知識は今後ますます不可欠になっていくと思います。ぜひ最新・最先端の内容が凝縮された本書で、環境法の基礎を学んで下さい。(S)

Point!

P

学習上の重要ポイントがはつきりわかります。

第2章 環境法の基本理念・原則、各主体の役割

01 環境法の基本理念・原則として環境基本法はどのようなものをおいているか、それはどのように環境法の基本原則と比べてどうか。

環境法の基本理念については、前述のように、環境基本法は、①健全で恵み豊かな環境の享受と継承、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③国際的協働による地球環境保全の積極的推進という3つをあげている。このうち③は、国際環境問題に対する政府の姿勢として重要であるが、環境法の理念として特に取り上げることはしない。

本書では、ヨーロッパ環境法を参照しつつ、環境法の基本理念・原則として、①「持続可能な発展」、②「未然防止原則・予防原則」、③「環境権」、④「汚染者負担原則（汚染者支払原則）」ないし「原因者負担原則（原因者負担優先原則）」の4つを環境法の理念・原則として取り上げる。①は社会全体の取組についての目標として、②は環境政策・対策の実施に関する原則として、③は環境汚染防止等の費用負担の原則として、その内容が今日極めて重要性を帯びていると考えられるからである。また、④は環境保護主体（イニシアチブをもつ側）の観点から捉えた権利であるが、基本理念・原則とも密接に関連するので、便宜上ここで扱うことにする（図表2-1）。環境基本法との関係では、①は3条、④は4条、19条、②は3条、③は8条1項、21条及び37条と関連がある。

02 環境法の基本理念・原則にはどのような異なる特徴があるか。

環境法の基本原則は、EU条約、EU運営条約、フランス環境憲章及び環境法典、ドイツの環境法典草案において「原則」として明記されている。これらの影響を受け、わが国でも、環境法の基本原則が語られることが少なくないが、そこでいう「原則」とは何か。

「原則」と「ルール」に関するドゥーキンの区別によれば、「ルール」とは、特定の事象に対して直ちに特定の法的解決を導くものであるのに対し、「原則」とは、必ずしも法文に表れていない法的な提案であり、実定法が従うべき一般的な志向や方向性を示すものである。「原則」は、全か無かの一義的な適用がなされるもので

【図表2-1】環境法の基本諸原則等の関係



はなく、裁判所に特定の解決を支持する理由を与えるにすぎないものであり、厳密な意味での法的拘束力はない。「原則」は「ルール」の形成に影響を与える。この見解は種々の批判を受けてはいるが、環境法の基本原則について議論される際にも、その性格については支持するものが多い。

これらに触れる、持続可能な発展原則（ただし、その構成しかたによる）、未然防止原則及び予防原則、原因者負担原則（汚染者負担原則）（さらに、拡大生産者責任原則）は、上記の「原則」としての一般的な意義を有するのである。その意味では、基本原則を全ての問題に適用される法的拘束力のあるものと理解するのが誤っていると同時に、基本原則を効力のない意味的なものと理解するものも誤明ではない。なお、わが国では、環境法の基本原則が法律上明確に定められているわけではないこともあり、それぞれの「原則」の法的意義の程度については個々に検討する必要があろう。

2-1 「持続可能な発展」とは何か

①「持続可能な発展」とは何か

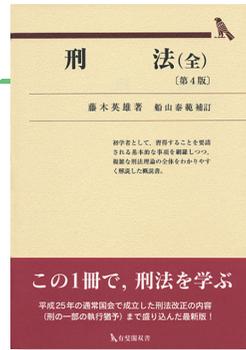
(1) 生成

1980年世界自然資源保全戦略で「持続可能な発展 (sustainable development)」（「持続可能な開発」と訳されることも多いが、ここではこの面を用いる）という語が用いられたことを嚆矢とする。これは、基本的な自然システムの維持、遺伝資源の保護、環境の持続的利用の3つに配慮した発展の方向を示した。

刑法(全)〔第4版〕

藤木英雄著／船山泰範補訂

2013年9月刊／310頁／2415円(税込)



編集 担当者 から

本書の初版刊行は昭和42(1967)年。初代編集担当者に話を聞きました。「昭和41年、東京大学の藤木先生から、刑法の教科書を出したい、とのご相談を受けたのがきっかけ。重厚な教科書が次々と出版される傾向にある中、『刑法全体が短時間で鳥瞰できるコンパクトな教科書が必要』との先生のお考え、そして、先生のわかりやすい文章が幅広い読者に受け容れられ、本書は大ヒット。その頃は珍しかった横組み体裁も、評判になりました。」

誠に残念なことに、藤木先生は、本書の初版刊行後、10年余(享年45歳)で他界されていますが、その後、藤木先生に師事されていた船山先生によって、丁寧な補訂がなされています。補訂に際しては、「^{つか}読めることなく読める藤木先生のわかりやすい文章」はそのままに、最新の刑法改正の内容をフォロー。40年以上「刑法の真髄」をお伝えする一冊としてロングセラーを誇っています。ぜひ一読いただきたい名著です。(伊丹)

Point!

P

本書の「各論」編。条文の要約とコンパクトな解説で、刑法が説かれています。

132 第2編 各論 第1部 2 執行作用を害する罪

無償で所有名義を移すことである。債務の負担を仮託することは、存在しない債務を負担したように装うことである。仮託の債権者と通謀して、強制執行に際し、配当要求をさせ、眞の債権者への配当をすくなくするために行われる。

現状を改変して価格を減損するとは、財産の物的変更をして、価値の減少を生じさせることである。

権利の設定をするとは、格安長期の地上権設定をするなど、債権者の強制執行前に債権者が不当な財産減少行為をすることである。

3号については、事情を知って譲渡や権利の設定行為の相手となる者も処罰される。強制執行妨害行為の実態をとらえた規制方法である。

(6) 強制執行行為妨害罪

- 偽計または威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害すること。3年以下の懲役、250万円以下の罰金、または併科(96の3)は、強制執行の申立てをさせず、またはその申立てを取り下げる旨の旨で、申立権者またはその代理人に対して執行または脅迫を加えること。刑罰は同様(96の3)。

本条1項は、強制執行にあたる執行官に対する偽計・威力を手段とする妨害行為を取りあげ、2項は、強制執行の申立てをさせない目的で申立権者に暴行・脅迫を加える行為を取りあげている。

(7) 強制執行関係売却妨害罪

- 偽計または威力を用いて、強制執行において行われ、または行われるべき売却の公正を害すべき行為をすること。3年以下の懲役、250万円以下の罰金、または併科(96の4)。

強制執行において行われた売却の公正を害すべき行為には、例えば、不動産競売における入札で最高価買受申出人となった者に対し、落札後に、威力を用いて当該不動産の取得を断念するよう要求する

§ 1 公債執行妨害罪 133

行為がある。

本条が「行われるべき売却の公正」を取りあげているのは、強制執行が近々あることを知って競売開始決定以前から妨害行為がなされることを規制する目的である。

(8) 加重封印破壊罪

- 報酬を得、または得させる目的で、人の債務に関して、96条から前条までの罪を犯すこと。5年以下の懲役、500万円以下の罰金、または併科(96の5)。

本条は、96条から前条までの行為を、みずから報酬を得たり、または暴力団等へ報酬を得させる行為の悪質性にかんがみ、加重類型としたものである。

(9) 公契約関係売却妨害罪

- 偽計または威力を用いて、公の競売または入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をすること。3年以下の懲役、250万円以下の罰金、または併科(96の6)。

本罪は、国または公共団体の行う競売または入札で契約を締結するためのもの公正を妨害する行為を処罰するものである。

競売とは、先主が複数の買手に買受けの申出をさせて、そのうち最高額の申出人と契約する競争売買である。入札とは、契約の内容について複数の者に競争させて、そのうち最も有利な申出人と契約するために、各自に文書で契約内容の意思表示をさせる方法である。偽計には、入札予定価格を競売入札予定者に漏示する行為がある。指名競争入札に際し、他の指名業者に談合を持ちかけ、応じなかったときに脅迫を加えて談合に応じるよう要求する行為は威力にあたる。

国際行政論

城山英明

2013年10月刊 / 382頁 / 3150円(税込)
A5判 / 並製



編集
担当者
から

国際連合、欧州連合（EU）、世界貿易機関（WTO）など、現在、地球上には、さまざまな組織・制度が存在し、あらゆる領域で、多くの主体が活動しています。

そうした国際組織はどのような歴史をもち、どのように運営されているのでしょうか。そして、これら国際組織・制度はどのような活動を行っているのでしょうか。本書は、こうした問いに答えるために、国際行政論の分析視点と基本的な素材を提供します。また、国際法、国際組織論、国際政治学といった隣接分野の議論をふまえて、行政学の視点から、国際行政の全体像を明らかにし、国境を越えた課題を解決するための国際的なしくみの作り方と動かし方を示します。

著者がこれまで積み重ねてきた講義経験を凝縮した本書は、国際行政を学ぼうとする学生、国際公務員をめざす人、国際行政の実務に携わっている人に、ぜひとも一読していただきたいと思います。（1）

Index

I

「組織論」「管理論」「活動論」という3つの観点から説明します。

第I部 国際行政とグローバル・ガバナンスの変容

- 第1章 国際行政の特質とメカニズム
- 第2章 グローバル・ガバナンスへの視座

第II部 国際行政の組織

- 第3章 機能別国際組織と戦時共同行政
- 第4章 一般的国際組織
—国際連盟、国際連合
- 第5章 国際行政組織の展開と改革
—国連改革、官民連携、貿易組織、主要国組織
- 第6章 地域組織の実験—ヨーロッパ
- 第7章 地域組織の展開—東アジア

第III部 国際行政の管理

- 第8章 情報資源管理とアジェンダ設定
- 第9章 国際行政における財政と人事行政
- 第10章 国際行政と国内行政のインターフェース
- 第11章 実効性と正当性の確保

第IV部 国際行政の活動

- 第12章 平和活動
- 第13章 国際援助活動
- 第14章 国際規制活動